

那珂市議会 産業建設常任委員会記録

開催日時 令和5年6月7日（火）午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 石川 義光
委員 大和田和男 委員 勝村 晃夫
委員 笹島 猛 委員 福田耕四郎
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 照沼 克美 建設部長 今瀬 博之
都市計画課長 今野 貴元 都市計画課長補佐 金田 尚樹
開発指導室長 黒川 耕二

請願の説明のため出席した者

日立民主商工会事務局長 増井里依子
花島 進 議員

会議に付した事件

- (1) 議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第3号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 請願第1号 インボイス制度実施延期を求める意見書採択に関する請願書
…不採択とすべきもの
- (3) 産業建設常任委員会視察研修について
…行程の確認をする
- (4) 議員と語ろう会について
…委員の配置を決定

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 改めておはようございます。

産業建設常任委員会を開催いたします。

先日の台風の豪雨も思ったほど那珂市のほうでは被害が出なくてよかったと思ってるんですけども、茨城県内でも、取手市とか牛久市のほうでは大変な被害も出ております。また台風3号のほうが発達低気圧ということで、フィリピン沖のほうで台風になる

かというところでありますので、今年は何かと台風の多い年になるのかなど、気を引締めて防災のほうに従事していただきたいと思っております。

開会前に連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は6名であります。

欠席委員はありません。

定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をいただきます。

議長 改めてましておはようございます。

今日の産業建設常任委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。今日は会議事件としては、議案1件、請願1件、その他ということで少ないんですけども、実のある委員会になればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

委員長 続いて、副市長、よろしくお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

先ほど委員長のほうからお話ありましたように週末の大雨につきましては幸いにも本市は、大きな被害なく終わりましたが、今回、執行部としましても災害対策本部を早めに設置しまして、避難所の開設も早めに行いました。

これから、本格的な出水期になりますので、万全を期して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

本日提出しております議案は1件、補正関係でございますけれども、この後、物価高騰等関係で追加でご審議いただく予定で考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は別紙会議次第のとおりであります。

初めに、議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたし

ます。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第36号をご覧ください。

議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

中段になります。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、299万5,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

委員長 ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

執行部は退室願います。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

再開（午前10時06分）

委員長 再開いたします。

続きまして、請願第1号 インボイス制度実施延期を求める意見書採択に関する請願書について審議を行います。

事務局に朗読させます。

次長補佐 請願第1号 インボイス制度実施延期を求めている意見書採択に関する請願書について、請願者 日立民主商工会会長 鷹石鳥 信一。

紹介議員は花島議員になります。

インボイス制度実施延期を求める意見書採択に関する請願書。

請願趣旨になります。

インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押し付けられます。すでに、「インボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた」事例が出ています。小規模事業者の取引排除が広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。

影響を受けるのは小規模事業者やフリーランスではありません。太陽光パネルを設置して売電している家庭や敷地に飲み物などの自動販売機を設置している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働き掛けが行われています。

国会ではインボイス制度が実施されることで電気代が値上がりすることも明らかにされました。シルバー人材センターへの発注単価を引き上げるように政府は自治体に求めています。こうした対応は住民の負担増にもつながりかねません。

政府は、161万の事業者がインボイス制度の対象になり、2480億円の増収になると試算しているように、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策です。

いまインボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな足かせとなることは火を見るより明らかです。

以上の趣旨により、以下の請願を行います。

請願項目、1. 「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に提出して下さい。次のページが意見書（案）になります。

インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

コロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させています。ウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油や資材などの価格高騰、納品遅れに加え、食品や生活必需品の大幅な値上がりが追い打ちをかけています。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められています。10月からのインボイス実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税事業者が取引から排除される恐れがあります。このままではインボイス導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランス、文化事業者などを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながることは必至です。

インボイス導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など多くの団体が、現状のまま実施に踏み切ること懸念の声を上げています。私たちは住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となるインボイス制度導入の延期を強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について要望するものです。

10月1日から導入されるインボイス制度の延期を求める。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣になります。

以上です。

委員長 この件については、請願提出者から内容説明の申し出がありましたので、ご説明をいただいたのち、内容について審査を行う形といたします。

それでは、請願内容の説明をお願いします。

説明については、簡潔に5分程度でお願いします。

説明者 日立民主商工会の事務局をしている増井と言います。

今日は当団体が提出した、インボイス制度実施延期を求める意見書採択に関する請願について意見を述べさせていただく機会をいただきありがとうございます。会長の鷹石鳥にかわりまして意見を述べさせていただきます。

着座させていただきます。

日立民主商工会は、県北9市町村を中心に、小規模家族経営の自営業者、小法人の事業主が会員となり会を運営しています。4月末現在360人の会員がいます。那珂市の会員は25人在籍しています。そのうち、18人が建設業者です。職種は、建築、塗装業、大工、タイル工、電気工事事業者などの職人さんたちです。インボイス発行事業者適格請求書発行事業者になるには、課税売上げが1,000万円以下の消費税免税事業者も課税事業者になり、消費税を納税しなければならなくなります。免税事業所の建設業の職人で600万円の事業収入では、簡易課税の場合でも約24万円の消費税の納税額となり、1か月の生活費に相当する負担増となります。コロナ禍、物価高から事業の維持、再建を図ろうとしている事業者へ10月からのインボイス制度の実施は追い打ちをかけることになるのではないのでしょうか。消費税は、売上げの消費税額から仕入れ経費の消費税額を計算し差し引いた金額を納税しますが、インボイス制度は税務署の発行する11桁の適格請求書発行事業者登録番号がついた領収書、請求書でなければ経費分の消費税が認められません。このため、インボイス適格請求書発行事業者との取引ができないと売上げの消費税から、経費の消費税額を差し引くことができなくなりますが、そもそも税務署が発行する11桁の番号のついた適格請求書が必要なのでしょうか。事業者は、氏名、名称、取引年月日、取引内容、消費税額の記載された請求者や領収書は発行しています。消費税率が10%になり、食料品などの軽減税率8%が導入された2019年10月からは、商品が8%と10%がある場合、区分し記載する請求書や領収書を発行しています。また、軽減税率が導入されて以降、課税事業者は8%と10%を区分して記帳し消費税額も区分して税額を計算し、確定申告、納税しています。インボイス適格請求書は、その請求書に税務署が発行する登録番号を記載することになります。消費税率が2種類存在しているところに、さらに11桁の番号を記載するのは事務負担を増やすことにつながるのではないのでしょうか。

全国に約550ある民主商工会で組織する全国商工団体連合会が実施した調査結果によると、インボイス制度実施の延期中止を求める意見書採択に関する請願、陳情は、3月末時点で778自治体提出されており、そのうち166自治体が意見書を採択しています。茨城県内では、取手市、稲敷市、かすみがうら市、結城市、桜川市、阿見町の5市1町が採択しています。インボイス制度導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟など、多くの団体が現状のまま実施に踏み切ること懸念の声を上げています。住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となるインボイス制度延期を求め意見書を国に上げていただけるようご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。ただただいまの説明に対して質疑はございますか。

笹島委員 大企業にあまり関係ないよね。中小、零細企業だよ。そうするとこれ具体的に、今まで消費税の免税された1,000万円以下の小規模業者、フリーランスとか農家、先ほど言った1人親方、あとシルバー人材の登録者ですよ。大きな影響を受けると、具体的にどんなに教育権のかな。

説明者 先ほどお話しさせていただいたように、1番は消費税の納税額が大きいということです。そして免税事業者から課税事業者になることで、確定申告で消費税の計算も生まれてきますし、適格請求書とそうでない請求書と、それぞれ記帳や管理をしなければならなくなり事務負担が増えていきます。

笹島委員 これ、主にB to Bだよ。B to Cは余りないと思うんですけどね。企業対消費者はないよね、企業的企業だよ。そうすると、具体的にこれ登録しないどうなるんですか。

説明者 取引上においては課税事業者同士であってもインボイスに登録をしないことも選択となって可能なんですけれども、そうすると、消費税額をお互いの価格交渉で消費税分の負担を値引いてもらうとか、免税事業者の人はそういう形になるか、課税事業者のほうは免税事業者の消費税分の経費を負担するかという形になるか、取引上どちらにとっても負担が増えるということにつながると思います。

笹島委員 具体的にはなかなかできないことだね、今の話はね。ちょっとこれ取引できなくなっちゃうんじゃない。

説明者 取引できなくなるのではないかとということで懸念されています。

笹島委員 どうしたらいいのかな、中小企業の人たちは。現実的には10月から施行されてっていう、多くの団体は反対してるところあるけども、結局、大企業相手の団体は、そういうことやってませんよね。反対とかなんかでは、あくまで中小企業の人たちです。この中小企業潰しってのは分かっていますもんね、現実的にはね。だから、あくまでも日本政府が大企業を中心とした考え方っていうのは目に見えていますよね。これ、どうなのかな、このインボイス登録の事業者取引から排除されて値引きと廃業に迫られちゃうのか

な。

説明者 1番影響を受けるのは、建設会社とかで言えば、大きい建設の積水ハウスさんから請け負ってる建設会社とか、またその下請けの職人たちが影響を受けるかなということですが、すけれど、やはり、実際、その消費税分を転嫁できるだけの金額をもらえるか、また、逆に仕事を回す事業者にとっても負担増にはなるかなというところで、経営を圧迫することになると思います。

笹島委員 その利益が減って苦しい思いして、結果として廃業に至った、免税業者として続けるっていう取引先の数や売上げの影響が出てるっていう事業者が増えてくるのかな。

説明者 増えてくると思います。始まる前から、もう3年前から実際どうなるのかということで、どうしたらいいかという相談も寄せられていますし、商工会とかでも寄せられているという話は伺います。

笹島委員 このインボイス制度っていうのは、中小、零細企業を潰していくっていう形になっちゃうよね、結果的にね。廃業に迫っていったっていう。ちょっとひどい話ですよ。分かりました。

勝村委員 ここにもあるんだけど、例えば、太陽光って出てるけど、ソーラーパネルを設置して、そういった人っていうのは、やらなければやらなくても済んじゃうわけだよ。

説明者 もう具体的になったのか、そういう話が出てるのは聞いています。

勝村委員 絶対登録しなきゃ駄目だっていうことじゃない。その辺があやふやなんだけど。要するに政府としては税金取るためには、全員にこれやってもらいたいっていうのが本音だと思うのね。でも、こういう個人事業主では、例えば、相対取引してる場合には、おまえのことはやらないよっていうような切りすて、本当の自分のとこだけでソーラー発電やってる、そういった方っていうのはこれやらなくてもいいわけだよ。

説明者 太陽光で事業収入を得ているという方になると登録は必要になってくるかと思います。太陽光パネルに関しては、政府のほうでインボイスをやらなくても相殺する形のような、登録をしなくても手続があるというのは聞いているんですが、すみません、ちょっと私も勉強不足で。

勝村委員 要するに、個人事業主は、登録しなくてもいいよということが出来るっていうことを、ちょっと確認したかったの。

説明者 登録はしなくてもいいんですが経費には今度は認められなくなるっていう。

大和田委員 政府は要は税の可視化とかデジタル化の促進とかいう面でのインボイスの制度を進めたっていうところもあると思うんですけど、そういった観点は説明者としてはどういう感覚でしょう。

説明者 デジタル化の推進に関しては、確かに今後必要になってくるようになれば、やれるようになればいいとは思いますが、デジタル化自体が、まだまだ職人とか小さい小規模の事業者にとってはお金をかけて失敗できない。だから、どうしても慎重になら

ざるを得ないと思うんです。もちろん国や市町村で助成金なんかもありますが、助成金に関しても、計画を立てて、具体的に事業計画があった上でのものが多いかなと思います。インボイスに関連してのデジタル化っていうところで危惧している点は、やっぱり、どの取引だかっていう政府のほう管理をしやすいところであって、現在、利便性を図るという観点では、まだまだ課題も残されていますし、デジタル化を推進したとしても万が一、情報の流出だとかセキュリティーの問題、それから、いっぱいになってしまってパンクしちゃって接続ができなくなるとか、そういう問題の解決が図られなければ、やっぱり推進するということには慎重になって考えています。10年20年たてば、デジタル化も考えながらネットワークなんかを活用した取引なんかも発展していくだろうなと思っているんですけども、今その過程で問題を解決は図らなければならないことがあるんじゃないかと考えています。

大和田委員 デジタル化がまだあれだということなんですけども、あと政府の話では、これから何か負担軽減を図るなんていう話をしてるっていうことを聞いてるんですがそういったものは聞いてたりはしますか。

説明者 負担軽減に関しては例えば10月から3年間は免税事業者の登録インボイスの発行事業者になるために課税事業者になった場合、本来の売上げ事業収入の消費税額の2割の納税でいいというような緩和措置だとか、今例に挙げた緩和措置なんかは3年間の時限的なものなので、3年たったらやっぱり本来の消費税額を納めなければいけなくなりますので、それ以降、結局税負担は増えるのは明らかだと思います。先ほど述べた600万円の事業収入の場合ですと2割だとすると約12万円になりますかね。結局、消費税額とするとやっぱり負担は重くなるのは変わらない24万円が12万円になるということなので、負担は軽減されても重くなるかなと思います。

大和田委員 先ほど説明があったんですけど、事務負担も増えるよって言ってるんですけども、一度、しっかりとインボイス制度に移行していけば、逆にその事務負担の軽減にもつながっていく中小企業1番この過渡期はやっぱり大変でしょうけども、始まってしまえばそれは非常に有効的になるのかなとは感じるんですが、そういったところはいかがか。

説明者 先ほどもお話したように8%が軽減税率が導入されてから、記帳とかで分けて計算して納税しているので、そこに、単純に11桁の番号を請求書に記載したものだけしか認められませんよっていう管理になる、それ自体が複雑にすることだと思うんです。確定申告自体1年に一遍のことなので、そうは言っても皆さん申告をするときには、那珂市のほうでも税務署が出張して相談会なんかもされてるかなと思うんですけども、そうした相談に関して、市役所の職員がやってらっしゃる場合もあるのかと思うんですが、今はどうなのか、給与とかの方だけ年金の方だけになったのかも分からないんですけど、1年に一遍のことなので、すごく計算をするのも大変は大変なんですけど、きちんと記帳をされて確定申告をされています。なので、8%と10%のそれぞれの税額が経費が幾

らなのかっていうことは、そもそも明確になっているところのもので、そこに、わざわざ税務署の適格請求書を発行するということが自体が事務負担につながっていくのかなど。

花島議員 事務的には、一定のシステムになれば若干軽減される場合もありますが、今、説明されたように、既にやっってることなんでそれに余計なものが加わるってということ、もっと大きいのは実質的には免税業者の人が納税しなきゃならなくなるってことです。それが大きいですね。ですから、特に売上げが少ない、所得の少ないところは非常に大きなダメージがあって、若干の事務手続が仮に軽減されたとしても、そもそもそういうものを入れなきゃなんないというのは既にやっていることであるし、事務処理は既にやってることで、適格者の登録をして、それを入れなきゃなんないことすると、単にそれだけじゃなくて納税しなきゃなんないってことですよ。今まで免税されたやつが入れなきゃなんないってことです。もちろんそれはやめることもできるんですが、そうすると仕事が減ったりしなきゃなんなくなるというのは1番大きなことです。ですから実質的な増税、なおかつ事務手数料が増えるということかと思ってます。

大和田委員 この請願がきたってということで、私も商工会とか、やっぱり聞いてみると、セミナーなんかやっってるけど、相談が那珂市においては今のところないっていうところと、入る入らないは自由ですからね。いろんな上から、大規模事業者から圧力があるとかどうのこうのって言われているところもあるんですが、先ほどから花島議員とか説明者の話聞くと、そもそも延期も求めるっていう話なのか、そもそも制度がおかしいっていう話なのか分かんなくて、請願は延期を求める意見書採択ってということなので、ちょっとどっちなのかなってというのが正直なところで、ちょっとそこら辺はどうなのか。

説明者 確かに延期や見直し、また中止、うちの団体としては消費税のほうは税率は減税して、インボイス制度は中止を求めています。でも、今のこの現状だと、コロナ禍、物価高騰の中で、まずは延期してもらって、そして制度の見直しの取組を求めていきたいなと考えています。もちろんうちの団体としては中止にということでは求めていく考えなんですけれども、とにかくインボイス制度自体が、このまま始まることに対して、インボイスを登録すると決めている事業者の方も、そもそも課税事業者の事業者の方も、免税事業者の方も困惑しているのはインボイス制度が始まるっていうふうに言われた3年間、登録期限も9月まで延びましたが、3月末だった当初の頃から、ずっと混乱は、皆さんの事業者の立場も人もされているかと思います。そういう中で制度を実施すること自体を、まず延期してもらいたいというところで、請願は延期ということで提案させていただきました。

大和田委員 私自身も延期したところで、結局ただの先延ばしだっていう話ではあれだし、見直し、今は、ちょっと懸念されるってところが、制度が進んでないから懸念されるってところだから表面化してないってというのが実情なのかななんて思ったりもするんですけど、見直しなのかなちょっとどっちなのかなというのが気になったもんですから。

以上です。

笹島委員 大和田委員の話なんですけど、これ見直しでしょう。すること何もないですよ、正直言って。政府の愚策だよ、正直言って。現実的に、私も事業者なんだけど登録を求めてくるんですよ。相手の企業がナンバー幾つですか。それを提出しなければ、もう取引できなくなっちゃうんです、現実的にはね。そこの苦しいところもある。そちら様が延期だって言ってるんですけど、これ中止ですよ。何でそれをしなければ、延期したって同じことじゃないですか、これ。また、来年、見直し何もないですからね、はっきり言って。どのように見直しますか。あるわけないですよ。これが最もやりたいわけですから、1,000万円以下の中小、零細企業も消費税をかけようというのが趣旨なんですから何も見直すことならいいですよ。ですから、中止しなきゃいけないですよ。中止で持ってきて欲しかったですね、今回は。

勝村委員 今、笹島委員が言ったようにこれ延期っていうのは、どうも腑に落ちないんです。どうして延期なんだろうと。延期ということは、例えば来年までの結局これは認めてるっていうふうになっちゃうよね。中止を求めるといふんなら、もう少しあるかなと思ったんだけど。

委員長 ほかになければ質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

請願提出者は退室をお願いいたします。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時40分）

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見を伺います。

笹島委員 先ほど言いましたけど、これまで消費税納税を免税された1,000万円以下の小規模業者やフリーランス、農家、1人親方、シルバー人材センター等が大きな影響を受けると思うんですね、これらの人たちは。インボイス制度導入によって課税業者となり、また新たな消費税負担を強いられることになり、またインボイス発行できない事業者は取引から排除、値引き、廃業、いずれかを迫られる。こんなことから、非常に中小、零細企業潰しじゃないかということで、この請願には賛成いたします。

大和田委員 非常に中小、零細企業やフリーランスに影響を及ぼすという懸念がされてるっていうところで、まだちょっと表面化していないっていうところもある。またこの請願書っていうところでは、ただそれを先延ばしにする延期っていうところで、何ていうんでしょう、政府に対する請願というのにはまだ値しないのかなと思います。先ほど説明者からインボイスを中止したいっていう話があったんですけども、中止となると多分ハードルが高いから延期ということにしたんですが、そうすると議論の論点が変わってくると思いますので、今回、延期を求める意見書の提出については、私は反対という形だな

と思います。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手少数と認め、請願第1号は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第1号の審議を終わりにいたします。

続きまして、研修視察について議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 以前、ラインワークスのほうで通知の差し上げたんですけれども、7月5日、6日に産業建設常任委員会の視察研修を行います。

7月5日が道の駅猪苗代、こちらはインターチェンジから500メートルの位置に立地しております、総事業費が25億円ということで、立地条件、総事業費が那珂市で計画しているのとはほぼ同じということになります。続きまして7月6日、午前10時から道の駅ふくしまになります。こちらにつきましては、3月の全員協議会で執行部より、那珂市として子育てに特化したという説明があったかと思うんですけれども、道の駅ふくしまは全天候型のプレーゾーンがあります。また、福島県産の木を使った遊び場というようなことで、子育て施設に力を入れている道の駅でございます。

以上です。

委員長 説明ありがとうございます。

有意義な研修視察にしたいと思っておりますので、皆さんご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、最後の議題でございます。議員と語ろう会についてなんですけれども、8月5日土曜日に議員と語ろう会を開催されるということで皆さんご周知のとおりでございますけれども、産業建設常任委員会での役割を決めましたのでお話を申し上げます。

司会を私、小池がやります。書記は、大和田委員、石川副委員長、福田委員の3人、受付は笹島委員、勝村委員をお願いいたします。

以上です。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように決定いたします。

本日の議題は全て終了いたしました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 (午前10時46分)

令和5年6月29日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 小池 正夫